西洋近代思想における < 文明化 > をめぐる攻防 - カント最晩年の政治思想を参照点として -

平子友長(一橋大学)

1. カント『永遠平和のために』の主題1

『永遠平和のために』(以下『平和』と略記)は 1795 年に執筆された。この年は、フランス革命(1789)の勃発を契機に始まりウィーン会議(1814/1815)をもって終息する全西洋を巻き込んだ戦争の最中に公刊された。一見するとこの著作は、戦争に明け暮れる西洋の諸国家に向かって、無益な戦争によっていたずらに人命を殺傷することのないように呼びかけた警告の書であると読めるし、またそのように読まれてきた²。

カントが「永遠平和のための第一確定条項」に「各国家における市民的体制は共和制的であるべきである」(Frieden, XI S.204)と述べ、その理由は、「「共和制的体制においては」戦争をするかしないかを決定するために、国家市民がそれに賛同することが求められるが、その場合、「もし戦争を始めるとなれば」戦争のあらゆる惨禍をわが身に引き受けなければならないがゆえに、そういう危険な勝負「賭け」を始めるには非常に慎重になるであろう」(ibid. S.205f.)という文章に接する時、読者はそのような想いを強くする。少なくとも「永遠平和のための第二確定条項 国際法は自由な諸国家の連合のうえに基礎付けられるべきである」(ibid. S.208)まではそのように理解することができそうである。

【永遠平和のための第三確定条項】

しかし「世界市民法は、普遍的友好 die allgemeine Hospitalität の〔を可能にする〕諸条件に制限されるべきである」ことを掲げた「永遠平和のための第三確定条項」の主題は、それ以前の二つの確定条項のそれとは明らかに異なっている。

第一に、第一確定条項は国家体制の内的編成のあり方を、第二確定条項は国家と国家との間の国際法的な関係を問題としており、国家を主体とした議論が展開されているのに対し、第三確定条項においては人類を構成する一人一人の人間が主体とされている。後者においては、諸個人や諸民族がすでに国家を構成しているかいないかに一切かかわらず、地球を共有し合う主体としていかにして相互に人間にふさわしい共生関係を打ち立てることができるのかという次元で議論が展開されている。

【訪問権】

「友好」とは「外国人がある他国の土地に来たというだけの理由で、他国の人によって敵として扱われないという 外国人の権利」のことであり、それは「客人権 Gast recht」ではなく「訪問権 Besuchs recht」である。

現代であればこの「訪問権」の受益者としては、途上国から先進国をめざして移動する人々がまず思い浮かぶが、18世紀から19世紀にかけて世界の隅々を「訪問」していた人々とは主として西洋諸国民であった。このような時代背

¹ 本報告は、拙稿「カント『永遠平和のために』のアクチュアリティ——西洋帝国主義批判の書として——」(東京唯物論研究会編『唯物論』第79号、p.27-42、2005年12月)に基づいている。

 $^{^2}$ 「殲滅戦争 ein Ausrottungskrieg では敵味方双方が抹殺され、これと共にあらゆる法も抹殺されるから、永遠平和はただ人類の巨大な墓地の上にしか実現されないであろう。だからそういう殲滅戦争は、従ってまたそれを誘発する諸手段の使用も絶対に許されてはならない。」(Frieden, XI S.200)。

景を意識してカントは「訪問権」を主張している。ではカントは世界を歴訪する西洋人の利益のために、非西洋世界 の住人に対して「外国人を敵として扱わない」ように要求しているのだろうか。否である。

【西洋人には訪問権を認めてはならない】

「〔しかし〕この友好の権利は、古くからの居住者との交通を試みる可能性の条件以上に拡張されるものではない。」(ibid.)。

「われわれの大陸〔西洋大陸〕の文明化された諸国家 gesittete Staaten とりわけ商業を営む諸国家が、よその土地や民族を訪問(訪問とは、彼らにとっては、訪問先の土地や民族を征服することと同じ事だと見なされている)する際に示す不正行為は恐ろしい段階に達している。アメリカ、黒人諸国、香料諸島、喜望峰などを発見した時、彼らはそれらを誰のものでもない土地と見なした。なぜなら彼らは土地の住民たちを無と見なしたからである。東インド(ヒンドスタン)において彼らは、ただ取引上の支店の開設を意図しているだけだという口実のもとに外国の戦闘民族を引き込み、彼らと共に原住民の圧迫、東インドの諸国家の戦争拡大への扇動、飢餓、反乱、裏切り、その他人類を苦しめるありとあらゆる厄災の大合唱をもたらしたのである。」(ibid. S.214f.)。

【カントは清朝中国と江戸幕府の鎖国政策を支持した】

「だから中国と日本が、そのような〔極悪非道な〕客人たちを試した上で、以下の措置〔鎖国政策〕を取ったこと は賢明であった。 すなわち中国は来航 der Zugang は許したが入国 der Eingang は許さなかった、日本はそれどころ か来航さえもオランダ人というただ一つの西洋民族にしか許容しなかったし、しかも日本人はそのオランダ人さえ捕 虜のように扱い、自国民との共同関係 Gemeinschaft から排除しているのである。」(ibid. S.215-216)。

【非西洋諸地域の植民地化をめぐって競争する西洋の諸列強に対するカントの批判】

「この際〔西洋人たちにとって〕最も忌まわしいこと(ところがこれは道徳的裁判官の立場から見れば最良のことなのだが)は、西洋人たちが上記のような暴力行為に満足できるどころではなく、上記の商業会社はすべて破産の危機に瀕していること、最も残酷でかつ最も巧妙に考案された奴隷制の本拠地である砂糖諸島がなにも実益をあげておらず、ただ間接的に、・・・すなわち艦隊の水兵たちを養成するために役立っているにすぎないこと、つまり西洋で再び戦争を遂行するために役立っているにすぎないことである。しかもこれを行っているのは、自分たちの信心深さを誇って大騒ぎし、不正を水のように呑み込みながら、信仰の正しさ Rechtgläubigkeit においてわれこそは選ばれた者であると認められたいと願っている列強諸国なのだ4。」(ibid. S.215f.)。

【カント最晩年における<世界市民法の理念>の意味転換 理想論から現実政治を批判する理念へ 】

以上の展開を受けて『永遠平和』の本文最後の文章が書かれている。

「ところが今や、地球の諸民族の間の共同関係 Gemeinschaft がひとたび至る所に拡大されてしまい、その結果、地球のある一つの場所における権利 [法]の侵害があらゆる場所において感じられるまでに発展したからには、世界市民法の理念は、空想的で突拍子もない法観念などではない。公共的な人類法のための法典、従ってまた永遠平和のための法典は、国法にも国際法にも未だ書き記されていないが、世界市民法の理念はこの書かれざる法典を補うものとして不可欠なのである。この条件 [世界市民法の理念を承認するという条件]を受け入れない限りは、人は永遠平和に向かって絶えず接近しつつあると得意になることは許されない。」(ibid. S.216f.)。

上の引用文において、「地球のある一つの場所」とは、西洋の外部の諸地域、具体的には「アメリカ、黒人諸国、香

³ これを正当化する理論を提供したものがロックの『統治論』であった(後述)。

⁴ 最後の文章の読みは、Suhrkamp 版ではなく Akademie 版に拠った。

料諸島、喜望峰」、「砂糖諸島」、「ヒンドスタン」などである。その「場所における権利の侵害」を行うものは、西洋の最も文明化され、最も積極的な商業活動を展開している諸国民(イギリス、フランス、オランダなど)である。

「地球のある一つの場所における権利〔法〕の侵害があらゆる場所において感じられるまでに発展した」という厳然たる同時代の事実が、西洋の文明人たちが世界市民法の理念を、実現の見込みのない単なる空想として一笑に付すことを許さず、義務として厳粛に受け入れなければならない理由である。

西洋文明諸国人による権利の侵害を受けながら、西洋の国際法の枠組みから排除され、侵害の是正を訴えるべき実 定法制度を持たない非西洋諸大陸の先住民たちの奪われた権利を回復するために、彼らの権利を保護するための実定 法が確立するまでの期間、「世界市民法の理念はこの書かれざる法典を補うものとして不可欠なのである」。

「市民的体制」を、(1)「市民法 ius civitatis による体制」、(2)「国際法 ius gentium による体制」、(3)「世界市民法 ius cosmopoliticum による体制」の三段階に分類する手法は

カントの最初の歴史哲学論文「世界市民的見地における普遍史の理念」(1784)以来のものである。しかし 1780 年代のカントは「世界市民的体制」を未来に実現されるべき理念として構想していた⁵。しかし『平和』以降 < 世界市民社会 > 概念は、西洋中心の国際法システムから排除された非西洋世界の人々に対する権利侵害を批判するための現実政治的 < 理念 > (法制化を目指す規範として)としての性格を明確にして行く。 < 世界市民的体制 > において主体が、市民(「市民法」の場合)や国家(「国際法」の場合)ではなく諸個人(国家形成以前の)に置かれたのは、当時の非西洋世界の先住民たちには訴えるべき国家も国際法も存在しないからであった。

【理性の公共的使用の意味 「啓蒙とは何か」(1784)と『平和』(1795)の関係 】

カントは 1784 年以降、同時代の政治的諸問題に積極的に発言し始める。この年に発表された「啓蒙とは何か」は、次の有名な一文から始まる。

「啓蒙とは人間が自ら招いた未成年状態から抜け出すことである。未成年状態とは、他人の指導なしには自分の悟性を使用する能力がないことである」(Kant Bd.11, S.53 訳 25 頁)。

そしてこの「啓蒙」を実現するためにカントが要請したものはただ一つのこと、つまり「 $\underline{\mathbf{o}}$ **あらゆる事柄について自** $\underline{\mathbf{o}}$ **分の理性を公的に使用する自由**」(Kant Bd.11, S.55 訳 27 頁) だけであった。

「自分の理性の公的使用 der öffentliche Gebrauch seiner Vernunft は、常に自由でなければならず、これのみが人々の間で啓蒙を実現させることができる。他方、理性の私的使用の方はしばしば極端に制限されてもかまわない。そうしたからといって啓蒙の進歩が格別妨げられるわけではない。さて私は、自分自身の理性の公的使用を、ある人が読者世界の公衆全体を前にして学者 Gelehrter として理性を使用することと解している。私が〔理性の〕私的使用と名づけるものは、ある人が彼に委託された市民〔公民〕としての地位または職務において許容される理性使用のことである。ところで公共体 das gemeine Wesen の関心事となる諸業務には一定の機構 Mechanism が必要であるものがあり、これによって公共体の若干の成員たちはもっぱら受動的な態度をとらざるをえない。・・・後者の場合には、議論する räisonnieren することはもちろん許されず、服従しなければならない。しかし、機構 Mashcine に属する同じ成員たちが、〔機構の一員であると〕同時に自らを一つの公共体全体 ein ganzes gemeines Wesen の成員、それどころか更に、世界市民社会 Weltbürgergesellschaft の成員と見なすかぎりは、従って書物を通して本来の意味における公衆に語りかける学者の資格においてそうするかぎりは、かれらは議論することが許される。」(Kant, Bd.11, S.55f.)。

⁵「世界全体の維持が大切だと考えている成員すべてのなかにある感情が芽生え始めており、この感情のおかげで、ある普遍的世界市民的状態 ein allgemeiner weltbürgerlicher Zustand が、人類の根源的な素質がすべて発揮されるための母体として、**いつの日か実現されるという希望**を持つことができる。」(「世界市民的見地における普遍史の理念」 Kant, Bd.11, S.47)

カントは、諸個人が「市民」としての資格において活動する限りは<u>理性を私的に使用</u>しているにすぎず、自らを「世界市民社会の成員」と見なして活動する限りで理性を公的に使用することができると主張している。それは、最初期の政治論文である「啓蒙とは何か」(1784)においてすでにカントは、啓蒙の課題を<u>「国家市民の立場」を自己批判的に乗り越える知的水準に到達すること</u>に設定していたことを意味している。理性を公的に使用することができることが、人間が「世界市民社会」の一員であることの証であった。しかし 1784 年時点においてカントは、西洋の国家システムをいかなる視角から批判し、「理性の公的使用」はいかなる言説として具体化されるべきか、についてはまだ明確なイメージを持っていなかった。この具体化を一気に成し遂げた作品が『平和』であった。

【公表性の意味】

「啓蒙とは何か」においてカントが「世界市民社会の成員」としての「理性の公的使用」とは、「学者としての資格」において「公衆に語りかける」ことだと述べていることも重要である。カントの〈世界市民社会〉とは、将来いつ実現するか分からない「理想」社会ではなく、現実に、国家の名において遂行される公的諸活動を、「世界市民」(つまり「球形の地表の住人」)としての立場から批判すること、しかも言論という手段のみによって批判することである。この見地は、『平和』「付録 II」において「公法の超越論的概念」としての「公表性 Publizität」の要求として具体化されている6。

『平和』においてカントは、政治における秘密を「不法」として執拗に批判し続ける。それは、国家権力とは言論以外の手段を駆使して < 秘密に目的を実現する > 能力のことだからであった。それに対して、文明国家の侵略を受ける先住民達は、軍事的に抵抗することもままならず、訴えるべき法廷もない。公開の言論以外の手段によっては、侵害され傷つけられた人間としての権利を回復する手だけを持たない人々のために、理性は公的に「学者としての資格」で活用されなければならないっと、71歳のカントは考えたのである。

カントは市民社会を、国家を設立する市民社会と国家を越える世界市民社会という二段階構成を持つものとして構想している。このうち前者の市民社会は、現存する諸国家として実定化されている市民社会であるが、後者はただ理念としてのみ存在する市民社会であるに過ぎない。しかし理念としてであれ、諸個人が「世界市民社会の成員」として理性を「公的に使用する」自由が承認されることによって、各人が所属する国家の「公的」な政治的活動全般を厳しく監視し、それを常時批判するという課題が、市民社会の任務として設定されたことの意義は、限りなく大きい。カントの「世界市民社会」論は、グローバル化が進行する現代社会においてますますその市民社会論としての重要性と輝きを増してきていると言える8。カントは、「理性の公的使用」と「世界市民的体制」という概念を提示することによって、同時代の国民国家を相対化し、それを批判する視点を市民社会論として具体化することができた。

【世界市民的体制の所有論的基礎付けの必要性】

『平和』においてカントが新たに認識したことは、「世界市民的体制」の概念は、これまでのように理性能力や道徳 法則の普遍性に依拠して基礎付けるだけでは理念としてのリアリティに欠くこと、西洋諸国民による非西洋世界における不正を有効に批判するためには、所有論的基礎付けを是非とも必要とすることであった。このことは、「永遠平和 のための第三確定条項」においてカントが「訪問権」を、「地表の共同占有権」によって基礎付けたことに示されている。

^{6 「}他人の権利に関係する諸行為に関して、それらの格率が公表性と一致しないものは、すべて不正である。」(Kant, Bd.11, S.245).

 $^{^{7}}$ 「(その目的をはずさないために)公表性をこそ必要とする格率はすべて、法と政治の両方に一致する。 (Kant , Bd.11, S.250)。

⁸ 紙数と時間の制約により、本報告では、カントの市民社会論の重要性を指摘することだけに留まらざるをえない。なおカントの市民社会論の西洋市民社会概念史における意義と位置づけについては、平子(二〇〇五)を参照。

「訪問の権利とは、<u>地表の共同占有権</u> der gemeinschaftliche Besitz der Oberfläche der Erde に基づいてすべての人々がたがいに社会的に交際することができるという、すべての人々にそなわる権利のことである。つまり<u>地表は球面であるからして、人々は無限に分散することはできず</u>、結局は互いに併存することを忍び合わなければならないし、根源的には、<u>地球のある場所に居ることに対して、他人よりも多くの権利を持っている人</u>。は誰もいないからである 10 。」(Frieden, XI S.214)。

西洋文明批判のための理念としての<世界市民社会>を所有論的に基礎付けること、ここに最晩年のカントの最後の知的格闘があった。そして『平和』においては示唆されるに留まったこの課題を果たした書が、『人倫の形而上学』(以下『人倫』)第1部「法論の形而上学的基礎」であった。

(1) <世界市民社会 > や < 永遠平和 > などの概念を、西洋による文明化の犠牲者となる非西洋世界の立場に立って基礎付けたこと、(2) これらの要請を、単に理性概念(例えばコミュニケーション的理性)の普遍性に依拠して根拠付けるだけでなく、先住民の土地所有権の擁護を基礎付けるための法論の構築にまで進んだこと、カントの偉大さはここにある。上記の二点が従来のカント研究において無視されてきたことは、カント研究者達がロック的な < 文明化 > 論の立場からしかカントを解釈してこなかったことを示している。

2.ロック『統治論』における所有論の論理構造

カントがロックの自然法理論を批判する論点は二点ある。

第一は、自然法論に基づく国家設立の理論の適用範囲をある一国の国内政治に限定し、ある国家とその外部世界との関係は「自然状態」=「戦争状態」に留まってよいとみなす(これを克服すべき課題とは考えない)思考様式への批判である。国内政治における自然状態の克服の要請と国際政治における自然状態の容認の二元論は、カントにとって西洋諸列強による非西洋諸地域に対する侵略を容認ないし正当化する論理として批判されなければならなかった。第二は、非西洋の諸大陸を「無主の地」とみなし、先住民からの土地収奪を正当化する所有理論である。

【近代自然法論における自然状態論のリアリティ】

ロックおよびカントにとって自然状態とは、市民的政府の必要性を理論的に導出するための単なる想像上の理論的 仮説ではなく、同時代の生々しい政治的現実(とりわけ非西洋世界における)であった¹¹。

ロックは自然状態と戦争状態を区別して、自然状態においても自然法が遵守されるべきであることを主張するが、自然状態においては何が自然法に適合し、あるいは侵犯するのかについての判断および自然法の執行は各個人に委ねられている。

⁹「神の意志」や「文明化」を口実として「地球のある場所に居ることに対して、他人よりも多くの権利を持っている」 と考えている人々が、カントによれば、西洋の文明化された諸国民であった。

¹⁰ この文章はロックの所有論に対する批判を含意している(後述)。

¹¹ ただし自然状態が同時代の生の現実であることの意味は、ホップズとロックではすでに大きな違いがある。ホップズの場合には、自然状態は誰もが不断の死の恐怖に苛まれる身の毛もよだつ状態、恐怖心と理性に動かされて一刻も早くそこから脱出することを希求せざるをえない状態であるのに対し、ロックの場合には、少なくともイングランド以外の大陸においていわゆる「未開人」との関係においては自然状態を継続させることが「文明人」にとって利益であることが意識されている。カントの「永遠平和」論の提唱は、自然法理論における自然状態概念の機能がホップズ的なものからロック的なものへと変質したことを鋭敏に捉え、自然状態論の強者による悪用を批判する方向で自然法理論の再構築を目指したものだった。

「他人を自分の絶対的な権力のもとに置こうと企てるものは、そうすることによって、その相手と戦争の状態に身を置く。・・・・それゆえ、私を奴隷化しようと企てる者は、そうすることによって私との戦争状態に身を置くのである。」 (17 節)。

「その際、正当かつ当然のこととして私を殺害の脅威に曝している者を殺害する権利を私は持つべきである。なぜなら基本的な自然法によって、・・・保護することができる人間が全員でない場合には、罪のない者の安全が優先されるべきであるからである。そして人は自分に対して戦争を仕掛けてくる者を殺害することが許される。・・・なぜなら彼らは理性の共通法 the common law of reason の絆に服さず、力と暴力の掟以外のいかなる掟をも持たないから、彼らを猛獣 a beast of prey として扱うことが許されるからである。彼らは危険かつ有害きわまりない動物であって、人が彼らの支配下に陥れば必ずやその人を殺害してしまうであろう。」(16 節)。

カントによれば、同時代の最も文明化された西洋人(イギリス人、フランス人)たちこそ上の引用でロックが「猛獣」と呼んだ者たちであった。彼らは、国内法と国際法とを巧妙に使い分け、国際関係においては「力と暴力の掟以外のいかなる掟をも持たない」人々であった。彼らは当然殺されても構わない人々ではあるが、非西洋諸地域に住む先住者たちは、彼らを自力で制裁することができない。「罪なき者の安全」こそ最優先されるべき「基本的自然法」であるとすれば、ここに「理性の共通法」の名において罪なき人々の安全を保証する政治制度が構想されなければならない。

19 世紀以降、自然法思想を非現実的な仮定として放棄することが西洋の法思想の主流となった。しかし自然状態論は、その具体的言説においては、「空想の産物」であるどころか、西洋諸国民が非西洋世界の先住民に対していかなる振る舞いが許容されるかが、赤裸々に語られる証言場所であった。他方でまた非西洋世界における西洋諸国民の不正を批判しようと意図する者は、自らの法論を「自然状態における法論」として展開する必要に迫られたのである。知識人の視野がネイション・ステイトの領域内に閉塞して行くのに伴って、近代自然法論の自然状態論が持っていた論争のアリーナとしての意義は見失われていった。

【ロックの所有権の論理構造】

ロックの『統治論』がその抵抗権の理論によってアメリカの独立宣言にその理論的基礎付けを与えたことは、余りにも有名である。しかし『統治論』がイングランドからの独立を主張した白人入植者たちにもう一つの理論を提供したことは、余り注目されていない。それは、『統治論』第五章「所有権 property について」において展開されているネイティヴ・アメリカンの土地をかれらが収奪することを正当化する理論である。ロック自身が自分の所有理論の適用対象をアメリカに設定していたことは、本章で「未開」=「無主の地」の具体例として挙げられた地名がすべてアメリカであることからも推察される。

ロックの所有論は以下の七段階から構成されている。

- (一)神はまず、大地と大地が生み出すすべての物を人類に共有物として与えた(土地の根源的共有)。
- (二)「しかしすべての人間は彼自身の身体 person に対する所有権を持っている。」(27 節)。ロックはまず各個人の自己の身体に対する私的(=排他的)所有権を定立し、そこから身体の活動である労働に対する私的所有権を導出する。
- (三)ロックは次いで労働に対する私的所有から、労働対象と労働生産物に対する所有を導出する。ひとたび人間の 労働が付け加えられると、そのことによって自然物は共有物から私有物に転化する。こうして狩人が追跡している動 物は、少なくとも彼が駆り立てている間は、彼の所有物になる。それどころか本人の労働が投入されなくとも、「私の 馬が食べた草、私の召使いが切り取った芝土」(28節)さえも私の所有物となる。こうして「私の物である労働〔これ には私の所有する召使いや動物の労働も含まれる〕が、それらの物〔草や芝土〕がかつてあった共有状態からそれら の物を取り去ることによって、それらの物に対する所有権を確定した」(28節)とされる。

(四)しかしこの労働生産物に対する所有には、二つの制限が加えられる。

第一の制限(量的制限)は、労働生産物は各人がそれを有効に利用しうる範囲内においてのみ労働主体の所有となるという制限である。他方、有効に利用しえない部分は他人の所有に帰する。ここでの巧妙なトリックは、この有効利用の基準を「労働生産物を腐敗させるか否か」に置いたことである。後述するように、労働生産物を腐敗さえさせなければそれをどれだけ蓄積し独占しても正当とされるのである(生存のために本当に必要な量はどれほどかは、問題とされない)。

第二の制限(質的制限)は、<u>単なる労働一般のレベルでは、植物や動物など動産に対する所有権を成立させることができるだけで、土地それ自体に対する所有権を請求することはできない</u>という制限である。

(五)農業労働だけが土地に対する所有権を発生させる。

「一人の人間が耕し、植え、improve し、栽培し、その生産物を利用することのできるだけの土地、それだけが彼の所有物である」(32節)。

【改良 improvemennt の意味】

それでは、狩猟、漁労、採集労働では成立しなかった土地所有権が農業労働にのみ認められるのはなぜか。それは 農業労働だけが < improve > する能力を持っているからである。

「神とその理性は、地球 12 を subdue [開墾・征服] すること、すなわち生活の便宜のために地球を improve することを人間に命じた。」(32節)。

【improve の語源 - これを「改良」と訳して良いか?】

OED (The Oxford English Dictionary)によれば、improve は古フランス語の en (= into) と pro, prou, preu (英語の profit を意味する pros の斜格形) との合成語の動詞化 emprower に由来し、当初は enprow, emprow と表記されていた。その原義は、to turn into profit (利潤を挙げること)を意味した。事実、16,17世紀の用法を見る限りは、to improve something(以下 sth.)は、to turn sth. to profit or goood account, to make profitable use of sth., to invest (money) to profit という意味で使用されていた。しかしこの語は 18世紀初頭以降、to make better, to ameliorate (改良する)という現代的意味で使用され始める。現代英語では、「利潤を挙げる」という意味はほとんど消え失せて、to improve the chance, opportunity, occasion (機会をうまく捉えて活用する)などの用法にわずかにその痕跡を留めているに過ぎない。

英語以外の西洋諸語においては、「改良する」を意味する動詞は、副詞比較級「より良く」から派生した動詞形である。例えば、ドイツ語では verbessern (<besser), meliorisieren (<melior)、フランス語では améliorer、イタリア語では megliorare である。英語でも、to better, to ameliorate という動詞が存在しているにもかかわらず、元来は「利潤を挙げる」ことだけを意味していた to improve がそれらを押しのけて「改良」一般を意味する日常語の地位を獲得したことに、イギリス資本主義の特徴が表現されている。それは二重の意味で特殊であった。第一に、「改良」が「利潤を挙げる改良」に限定されたことであり、第二に、「利潤を挙げる」ことが「生産様式を改良することによって」利潤を挙げることに限定されたことであった。他の西洋諸国においては、このような二重の限定が歴史的に成立しな

¹² Earth を「地球」と訳した。ロックの文脈では earth は、広大無辺のイメージを持つ「大地」(「地球」と違って「大地」には果てがない)と訳すべきであるが、有限の球体空間であることを強調するために「地球」の訳語を採用した。 Earth は無限の空間的広がりを持つ「大地」ではなく、有限な「地球」であるということが、カントが永久平和のための世界市民的共和制を提唱した理由の一つであった。

かったことが、それらの国々における「改良する」ことと「利潤を挙げる」こととの単語上の分離となって現象している。

さらに to improve が「改良する」に向かって意味変化する第一歩が to improve land という表現であり、これは to inclose and cultivate waste land(荒蕪地を囲い込んで耕作する)ことを意味した(初出 1632 年)。まず「土地を利潤を目的として耕作すること」から始まって、他の生産用具を利潤目的で活用することへと広がって、「改良」という意味が18世紀以降次第に定着していった。

また 17 世紀においてこの用法が普及したのはむしろ北アメリカ植民地であったことは、農業資本主義の実質が本国よりも植民地において早熟的な展開を見せていたことを示唆するとともに、イギリスの農業資本主義がはじめから帝国主義的性格を有していたことを示唆している¹³。

【Subdue the earth の意味 - 神は地球を subdue することを人に命じた】

地球を subdue するとは、(1)地球を開墾する cultivate ことであるが、(2)それは同時に地球を征服・制圧・支配することでもある。更に(3)Subdue=improve の等式に注目する必要がある。つまり地球を improve する人だけが、神の命によって、地球全体を subdue (支配) する資格が与えられる 14 。

こうしてロックの所有論は、以下のような二段階構成をとっている。

第一に、神は大地を「耕作」するために人類に与えた。「耕作」によって土地は共有物から私有物に転化し、耕作者の排他的所有となる。従って地球上で狩猟、漁労、採集など非農業的自然経済を営む人々は神が人間に託した使命を蔑ろにしている人々であり、彼らが住む土地はすべて「無主物 res nullius」であり、耕作者によって subdue (開墾 = 征服)されることを神によって待望されている。

第二に、土地は「そこから最大限の生活の便宜を引き出すことができる」¹⁵人のものである。たとえ農業が営まれてはいても土地の最高度の効率的利用がなされていなければ、その耕作者に土地を管理する資格はなく、その土地もやはり「荒蕪地 waste¹⁶」と見なされるべきである。荒蕪地とは他の誰の所有に帰しても良い土地のことである(37,38節)。

結局、ロックによれば、以上二段階の論理を経て、地球上の土地はすべて「勤勉で理性的な人々」の所有物となる。

【文明化の論理の登場 - 生産力優位による土地収奪の正当化】

ロックは、農業労働だけが土地に対する所有権を発生させる理由を「神の命令」によって説明した後、第35節において世俗的な正当化論理を展開している。

農地に囲い込まれた 10 エイカの土地の収穫物は狩猟・採集に委ねられた土地 100 エイカが供給する食糧に匹敵する

 $^{^{13}}$ 以上の記述は、エレン・メイクシス・ウッド『資本主義の起源』(平子友長、中村好高訳) こぶし書房, p.133-134 の訳注による。

 $^{^{14}}$ 「従って地球を開墾する subdue する、ないし耕作する cultivate ことと支配権 dominion を持つこととは互いに結合している。前者が後者の資格を与えたのである。」 (35 節)。

 $^{^{15}}$ 「神が世界を人間たちに共有物として与えたのは、・・・彼らがそこから最大限の生活の便宜を引き出すことができるようにするためであった。世界がいつまでも共有 common のまま耕作 cultivate されない状態に留まるべきだと神が意図したとは考えられない。 神は世界を勤勉で理性的な人々the industrious and rational が利用するために与えたのである。」(34 節)。

^{16 「}荒蕪地」を意味する原語 waste は、improve, subdue と同様、ある特殊な自然観を背後に持っている。waste とはまずもって「廃棄物」を意味する。人間の手が加わっていない自然(未開墾地)を荒涼たる「不毛の荒野」と観念し、それを「廃棄物」と等置する思想、これが西洋近代資本主義を生み出した思想であった。

¹⁷。この場合、農民は人類に 90 エイカの土地を贈与したことになる。<u>土地を効率的に改良する耕作者は、生産力的観点からすれば地球面積の拡大に貢献していることになり、この功績によって耕作者はその土地を排他的に所有する資格が承認されるというのである。</u>

【ネイティヴ・アメリカン - ロック所有論の標的】

ロックがイングランドにおける農業経営の優秀さの対極に置く事例は、常にネイティヴ・アメリカンの生活様式である。このことはロック所有理論の狙いが何処にあったかを雄弁に語っている。

「アメリカ人の若干の諸民族 nations は土地を豊富に持ちながら、生活を快適にする物すべてにおいて貧しい。彼らは自然によって他のどの国民 people と比較しても遜色のないほど・・・肥沃な土壌を潤沢に提供されながら、その土壌を労働によって改良する努力を欠くがゆえに、われわれ〔イングランド人〕が享受している生活の便宜品の百分の一も持っていない。そして広大かつ肥沃な領土を持つ国王が、イングランドの日雇い労働者よりも劣悪な衣食住の状態にあるのである¹⁸。」(41 節)。

(六)地球上の土地はそれを subdue=improve する能力のある人々の所有物に変えることが神の意志であるとロックは考えた。これは事実上、入植して先住民を追放して土地を囲い込むことを意味したが、ロックはそれを他人の権利に対する如何なる侵害でもないと考えた。その理由は、地球上の土地は無尽蔵に存在すると仮定されていたからである¹⁹。カントが自己の所有理論を地表の球面性に由来する有限な閉鎖空間性の上に基礎付けたことの意味は、ここにあった。ロックの自然状態論は大地の広大無辺性命題と結合することによって、強者に都合の良い理論を提供していたからであった。

(七)各人が所有できる生産物の量的限界は、生産物を腐敗させないことであった(37節)。同じ原理は各人が囲い込んだ土地にも適用され、「もし彼の囲い地の草が刈り取られずに枯れ、彼の栽培した果実が収穫され貯蔵されることなく腐った場合には、地球のこの部分は、彼の囲い地であるにもかかわらず、依然として荒蕪地であるとみなされなければならず、他の誰が所有地にしてもかまわなかった」(38節)とされる。

所有物の限界は、一見すると、各人がその生活のために有益かつ合理的に利用できる範囲に限定されているように 見えるが、論理の巧妙なトリックは「無駄」を「腐敗」に限定したことである。たとえ自分では消費しきれないほど の生産物を所有していても、それを腐敗させない方法を発見した者はそれを正当に所有できるのである。

こうして大地を囲い込み、改良し、合理的に経営して大量の生産物を収穫し、さらにそれらを販売して貨幣に転化する農業経営者は、しかも彼だけが、原理的に無限の土地と無限の富を正当に所有する権利を獲得する。同時に商人でもある合理的農業経営者(しばしば外国で経済活動を行う)の権利の擁護、これがロックの所有理論の究極の目的であった。

¹⁷ ロックは第43節ではイングランドとアメリカの生産力の格差を千対一と計算している。

¹⁸ この言説が、18 世紀の社会理論家たちに継承されて、ステイトと区別されるネイション・ステイトのメルクマールとなる言説となることについては、平子(2003)参照。

^{19 「}ある人が自分のために土地を囲い込んだからといって他の人々のために残された土地がそれだけ少なくなったわけではない。というのは他の人が十分利用しうるだけの土地を彼が残しておくならば、彼は何も取らないに等しいからである。」(33 節)。

3.『人倫の形而上学』における所有論の基礎付け

『平和』の2年後に公刊された『人倫の形而上学』は、『平和』において初めて提起された課題、すなわち<世界市民的体制>概念は独自の所有論による基礎付けを欠いては、西洋帝国主義批判のための理念として有効に活用することができないという要請に応えるために書かれたという一面がある。世界市民法を原理的に基礎付けるためには、ロックに典型的に見られる「無主物 res nullius」の理論を批判する必要があったからである。

カント所有論の主題の一つが、アメリカ、アフリカ、オーストラリア大陸における先住民の土地占有権を擁護することにあったことを考慮する時、カントが私法を自然状態においてすでに構成可能であると主張したことの理由とそのアクチュアリティを理解することができる²⁰。

【先占 occupatio】

カントの所有論の主題は、いわゆる先占権の擁護にある。その場合、<u>先占の仕方に一切の限定を設定しない</u>ことが 核心点である。

カントによれば、地球上に住むすべての人間による地球の本源的共有の最初の形態が「先占 Bemächtigung, occupatio」 21 であった。先占とは「すべての人間は、自然または偶然が(彼らの意志に構いなしに)彼らを置いたその場所に居る権利を持っている」(§13, S.373) ということである。その意味で「本源的全体占有 der ursprüngliche Gesamtbesitz は、アプリオリにある私的占有の可能性の根拠を含んでいる」(§6, S.360)。

【カントのロック批判】

カントはロックの所有論を実体 - 属性の範疇を用いて次のように批判している。

「土地獲得のためには土地の加工(開墾、耕作、灌漑など)が必要であろうか?断じて否だ。なぜならこれらの(特殊化の)諸形式は〔土地という実体の〕偶有性にすぎず・・・、実体があらかじめ主体の所有物 das Seine として承認されている限りで初めて、それらがその主体の占有に属することができるからである。〔土地の〕最初の獲得が問われている場合には、〔土地の〕加工は占有取得のための外的な標識に過ぎず、それは加工よりも少ない労力で済むその他多くの標識で代替させることができる。」(§15, S.376)²²。

【自然状態における法的見越し】

カントの所有論の特徴は、自然状態において先占によって最初に占有された土地に対する占有権が、市民的政府設立後も**所有権**として維持されるべきことを繰り返し強調していることである。

²⁰「自然法の最高区分は・・・自然法と市民法との区分でなければならない。前者は私法 das Privatrecht、後者は公法 das öffentliche Recht と呼ばれる。というのは自然状態 der Naturzustand に対置されるのは、社会状態 der gesellscahftliche Zustand ではなく市民状態 der bürgerliche Zustand であるからである。なぜなら自然状態にも確かに社会は存在しうるが、市民社会(市民社会とは公的な諸法律によって私の物とあなたの物とを保証する社会のことだ)だけは存在しえないから、自然状態における法は私法と呼ばれるからである。」(S.350)

 $^{^{21}}$ 先占は「最初の占有取得 die erste Besitznehmung」(\S 6, S.360)と呼ばれてもいる。「〔土地を〕占有している者に幸あれという命題は・・・自然法の根本原則であり、これが最初に占有取得することを〔土地の〕獲得の法的根拠として立てるのである。最初の占有者はだれでもこの原理に依拠することができる。」(ibid.)。

 $^{^{22}}$ 「ある土地の最初の加工、囲い込み Begrenzung あるいは総じて形式の付与 Formung は、その土地を獲得する権限を与えることができない、すなわち偶有性の占有は実体を法的に占有する根拠を与えることはできない、むしろ反対に私の物・あなたの物〔の区別〕は、規則(付属物はその本体に従う accessorium sequitur suum principale)に従って実体の所有から導出されなければならない。」(§17,S.380)。

「市民的体制とは、各人に彼の物をただ保証するだけで、本来それを新たに取り決めたり限定したりはしない、そういう法的状態にすぎない。」(§9,S.366)。

「自然状態において外的な物を自分の物として持つ仕方は、物理的占有 ein physischer Besitz であるが、この占有には、公的立法においてすべての人々の意志と結合されるならば法的占有となることを予測した法的見越し die rechtliche Präsumtion が備わっており、こうした期待において<u>物理的占有は相対的に一つの法的占有として認められる</u>のである。」(\S 9, S.367)。

カントによれば、地球上に生を営むあらゆる人々にはその土地に居住しているだけで (「物理的占有」)、すでにその土地に対する正当な占有権が成立する。この先占は、将来市民的体制が設立される暁には公的に承認されるべきであることをすでに法的に見越しているかぎり、すでに一つの法的占有である。

この先占は、排他的な私的所有(ロック)ではなく、人類による地球の根源的共有の最も自然に適合した形態であるから、先占を行っている先住民はあとからその土地を訪れる人々をただちに敵として扱ってはならない。『平和』において提起された「訪問権」は『人倫』「私法論」の先占論との関係の中で初めてその意味が明らかになる。

通説的なカント解釈では、『平和』と『人倫』との理論的連続関係を無視して、『平和』における「訪問権」が解釈されるから、カントにとって訪問する者たちが「訪問権」を正当に主張することができるのは、彼らが先住者の「先占権」を承認する限りでのことである、という論理的関係が完全に無視される。従って、「第三確定条項」において「訪問権」について定義した後に、なぜ西洋諸国民による非西洋世界の先住民に対する不正行為を批判する記述が続くのか、その理由を理解することができない。「訪問権」の承認は「先占権」の承認を前提とするが、西洋の文明化された諸国民は「先占権」を承認しないからである(「無主物」理論)。カントの〈世界市民社会〉や「訪問権」を、単に、普遍的コミュニケーション概念によってのみ基礎付けることの一面性はここに明らかである23。

資本主義世界システムとネイション・ステイトの形成と共に世界各地で先住民からの土地収奪の過程が進行し、かれらの抗議の声は歴史の闇に葬られてきた。現在においても先住民の先住権を要求する運動は、多元的な文化を許容する文化運動として一定の市民権を承認されているに過ぎない。先住民の「先占」に基づく土地請求権は、国際法、国内法において少数意見として主張されてはいるが、近い将来に実定法化される見通しはまだ立っていない。「文明化」の名による先住民からの土地略奪がそもそも歴史的な犯罪であったということが、真剣に議論されたことさえない。このような歴史を振り返る時、カントが『人倫』において「先占」に基づいて非西洋世界の先住民の土地占有権を基礎付けることを試みたことの意義は、限りなく大きいと考える。

【植民地主義批判】

「われわれがある民族との近隣関係を結ぶようにと自然ないし偶然がし向けたわけではなく、ただ我々自身の意志によってそういう事態に至ったのではあるが、その民族とわれわれが一つの市民的結合を結ぶ見通しをその民族がわれわれに与えない以上、われわれの側が市民的結合を設立してこれらの人々(未開人 Wilde)を法的状態に(例えばアメリカの未開人、ホッテントット人、オーストラリア人を)移そうという意図さえあれば、必要とあれば暴力を用いて、さもなければ(こちらのほうがずっとましだとはいえないが)詐欺まがいの買収によって、植民地を建設し、そうして自分たちが上記の人々の土地の所有者になるという権限が、また彼らが最初の占有者であったことは考慮せず、われわれの優越性をひたすら利用する権限がわれわれ〔文明化された西洋人〕にはあるのだと見なすべきではなかろうか。しかも自然それ自身が(自然は真空を嫌悪するから)〔われわれに〕そうするように要請しているように見

²³ カントの実質的に最後の著作(報告者によれば記念碑的作品とさえよぶことができる)である『人倫』のが、これまでカント研究者によって低い評価しか受けてこなかった理由も恐らくここにある。それは従来のカント研究が、 < 文明化 > の立場 (西洋近代の世界史的優位) を前提した研究であったことを告白している。

えないだろうか、さもなければ〔もしかりに西洋人による植民活動がなかったならば〕他の〔西洋以外の〕諸大陸の 広大な陸地は、今でこそかなりの人口を擁する陸地となっているものの、文明化された住民 gesittete Einwohner を欠 いたままであっただろうし、それどころかこれからも永遠に欠いたままであるに違いないし、そうなれば〔神の〕創 |造の目的は無に帰すことになるまいか、こういう疑問を出す人がいる。しかし、目的が良ければいかなる手段も正当 化されるとする不正義(ジェスイット主義)のこの仮面は簡単に透けて〔その下の醜悪な素顔を〕見通せるものだ。 だからこうした土地獲得の仕方は棄却されるべきである。」(§15, S.377)。

【世界市民的体制の導出論理】

「むきだしの自然状態にある人間(あるいは民族)は、まさにこの自然状態にあるがゆえに、彼が私の隣に存在す ることによって、私からこの安全保障を奪い、私に危害を加えているのである。・・・だから私は彼に、私と一緒に一つ の共同体的=法的状態に歩み入るように、さもなければ私の近隣から立ち去るように強制することができる24。そえゆ え以下の〔永遠平和のための〕条項すべての根底に置かれている要請は、**相互に遭遇し合うことのあり得るすべての** 人間はある一つの市民的体制に属していなければならないということである。」(Frieden, Bd.11, S.203)。

カントは、この「市民的体制」に(1)「同一民族に属する人間たちの市民法 ius civitatis による体制」(2)「互いに関 係し合う諸国家の国際法 ius gentium による体制」(3)「人々および諸国家が一つの普遍的な人類国家の市民と見なす ことができるかぎりでの世界市民法 ius cosmopoliticum による体制」(ibid.)という異なる三次元が存在することをみ とめている。この三段階は、(1)から(3)に向かう発展段階をなしている。しかしそれぞれの時代において人類がどの段 階に到達しなければならないかを決定する基準は、地球上の諸民族が相互に遭遇し交流する頻度と密度である。西洋 人の訪れない土地が皆無となった時代において、(3)の世界市民的体制を確立すべく努力することは、少なくとも西洋 人であるわれわれの義務なのだ、カントはそう主張している。

【永遠平和に向かって努力することは、西洋人にとって義務である】

「永遠平和などもしかしたら存在しないかもしれないが、われわれは、永遠平和の根拠付けに基づいて、あたかも それが存在するかのように行動しなければならない。そして永遠平和をもたらし、救いようのない戦争遂行に終止符 を打つために、・・・最も適切であるとわれわれに思われるような体制(おそらく例外なくすべての国家による共和政体 der Republikanism aller Staaten samt und sonders がそれである)を打ち立てなければならない。そして戦争遂行に 終止符を打つという意図を完遂できるかといえば、それはやはり殊勝な願いにとどまるかもしれないが、にもかかわ らずその方向に向かって絶えず努力するという格率を受容することは決して自己欺瞞を犯すことではない。というの もこの格率は義務だからである²⁵。」(MdS, Bd.8, S.478)。

これは『人倫の形而上学』第一部の「結語」にある一文である。

カントの法論における世界市民法論は私法論の冒頭において先占権を支持し、かつ先占権の帰属する主体を非西洋 諸民族に設定した時点ですでに予定されていたということができる。

4. 近代啓蒙の性格

晩年のカントの政治思想を、西洋近代思想史の大きな流れの中で<啓蒙の分岐点>として位置づけた時、そこから

²⁴ カントの所有論の主題が先住者の先占権の擁護にあったことを踏まえるならば、「私の近隣から立ち去るように強制 することができる」相手は、具体的には当時の西洋人であった。

^{25 「}道徳的目的という理念に従って行動することは、たとえその目的が実現されうる理論的蓋然性が全く存在しない としても、にもかかわらずそれが不可能であることが同様に証明されえない限りは、そのように行動する義務がわれ われには課せられているのだ。」(『人倫』11-207、Kant 8-478)。

何が見えてくるか、思想史的に整理してみたい。

【生命の政治学から所有の政治学へ】

近代の政治理論はホップズから始まるが、ホップズ政治学の特徴は、政治的営為の存在理由を人間の生命の保証に置いたことであった。諸個人の自然権を究極的には否定せず、政府設立の存在理由は、諸個人に自然権を譲渡させることと引き替えに構成員の生命を保証することであった。それが不可能な時は、諸個人は自然権に訴えて自己の生命を防衛することができる。ステイトの設立可能性は、各構成員を死に追い込まないというぎりぎりの攻防に基礎付けられていた。

「各人の各人に対する戦争」を克服するためにステイトが設立された以上、ステイトはおよそ戦争が起きる可能性のあるところに、敵対しあう諸集団を包括する形で設立されなければ意味がない。そもそも両敵対集団を包括的に支配する能力を保持することにステイトの本質がある以上、ステイトの構成員資格を何らかのアイデンティティ(民族、言語、宗教、歴史、神話など)の共有に求め、またはステイトの領域をあらかじめ(戦争の発生可能性とは異なる要因に基づいて)限定することは、ステイトの自己否定に等しかった。紛争の展開状況に対応してステイトの形状は柔軟に変更されなければならない。カントが、〈世界市民的体制〉が要請される根拠を、「人々の遭遇する空間が地球大に広がった」点に求めたことは、その意味で、ホップズ以来の〈生命の政治学〉のパラダイムに忠実に従っている。

<生命の政治学>のもう一つの特徴は、人間の生命の平等をあらゆる政治的考察に貫いていることである。生命体としての人間の平等の立場に立つ場合、「未開・野蛮人」は「文明人」のために犠牲になってもかまわないという論理は出てこない。

ロックによって、<(私的)所有の政治学> = <文明化の政治学> = <ネイションの政治学>が打ち立てられた²⁶。 <生命の政治学>との決定的な違いは、これ以降、政治ないし統治は、例外なくすべての生き物としての人間の生命を保証するという責任から「解放」されたことであった。政治の目的は、「未開・野蛮」の地を subdue 〔征服・開墾〕して「文明化」する使命を履行する「文明人」の活動を保護・促進すること、「文明化」に対する「未開・野蛮」と規定された人々の抵抗をあらゆる手段を用いて粉砕すること(なぜなら「未開・野蛮」と遭遇する場所は「自然状態」であり、そこは法以前の状態であるから、どんな手段を用いても不正ではないから)が許される。

「文明社会」の構成員にふさわしい人々だけを「正当な」構成員として承認するステイトがネイション・ステイトであり、その構成員がネイションである。 < 文明化 = ネイションの政治学 > の登場とともに、政治ないし統治行為はすべて二重化する。国内政治(国内法)と国際政治(国際法)文明化された人々の相互関係を規定する規範と未開・野蛮な人々に対応する際の規範などなどである。

「未開・野蛮」対「文明」の分断線は、地理的空間的に引かれるだけでなく、エスニシティ、社会階層、ジェンダー、特定遺伝子、特定疾患、特定身体機能等、およそ存在するありとあらゆる差異の上に引ひかれて行く。分断線を引く目的は、「未開・野蛮」を「文明化」することに置かれるから、「未開・野蛮」(waste)は(あらゆる手段を用いて)subdue,improve され、消滅しなければならない。

カント晩年の政治哲学の意義は、西洋世界全体が本格的にネイション・ステイトの時代に入って行く時代の開始に当たって、〈ステイト = 生命の政治学〉の立場から、〈ネイションの政治学〉の虚偽と不正を厳しく批判する理論を提示したことにある。カントと同様の政治哲学が、同時代のイギリスやフランスでは生まれなかったことは、両国の思想家達の思考様式がすでに深く「文明化 = ネイション」の論理に規定されていたからであった。しかしドイツにおいても、1790 年代が、西洋文明化批判を展開できる最後の瞬間であった。しかもフィヒテ、ヘーゲルら若い世代の哲学者にはもはやそれができなかった。かれらはすでにネイションの思想に絡め取られていた。

猫文

²⁶ 本節におけるステイトとネイション・ステイトの区別については、平子(2003)を参照。

Immanuel Kant, Werkausgabe. 12 Bände, Suhrkamp Frankfurt am Main 1977.

Kant, Immanuel(1977), *Die Metaphysik der Sitten*(1797/1798). *Werkausgabe* Bd.8, Suhrkamp Frankfurt am Main. カント(2002)『人倫の形而上学』樽井正義、池尾恭一訳、カント全集第 11 巻、岩波書店

Kant, Immanuel(1977a), Zum ewigen Frieden. Ein philosophischer Entwurf(1975). Werkausgabe Bd.11, Suhrkamp Frankfurt am Main. カント(2000)「永遠平和のために」遠山義孝訳、所収『歴史哲学論集』カント全集第 14 巻、岩波書店

Locke, John (1970), *Two Treatise of Government*. Everyman's Library, London. ロック(1968)「統治論」宮川透訳、『世界の名著 第 27 巻』中央公論社

平子友長(2003)「ステイト・ネイション・ナショナリズムの関係 一つの理論的整理」唯物論研究協会編『唯物論研究 年誌』第8号

TAIRAKO, Tomonaga (2003a), Marx on Capitalist Globalization, *Hitotsubashi Journal of Social Studies*, Vol.35-1, p.11-16, Tokyo.

平子友長(2004)「グローバリゼーションという現実 哲学に突きつけられた課題」日本哲学会編『哲学』第 55 号平子友長(2005)「マルクスの資本主義認識の変遷」、中国弁証唯物主義研究会編『中日 < マルクス主義哲学当代形態 > 学術検討会 論文集 (タイトル中国語)』

平子友長(2005a)「カント『永遠平和のために』のアクチュアリティ」東京唯物論研究会編『唯物論』第79号平子友長(2006)「西洋における市民社会の二つの起源」一橋大学社会学研究科編『一橋社会科学』創刊号。